

就学援助

教育費で困っています。就学援助を受けたいのですが、手続きの仕方を教えてください。

1 日光市の「就学援助制度」

日光市には、経済的な理由で小・中学校に通うお子さんの学用品や学校給食費の支払にお困りの御家庭に対して、その費用の一部を援助する「就学援助制度」があります。

2 援助を受けることができる世帯

- ①生活保護を受けている世帯（生活保護を受けている場合の申請は、不要です）
- ②生活保護に準じて困窮している世帯

次に該当する方が申請し、収入等審査の結果、準要保護に認定された場合に援助の対象となります。

- ・市民税が非課税または減免されている世帯
- ・児童扶養手当の受給が認められる世帯
- ・生活保護を停止または廃止された世帯や、病気や失業などで収入が著しく減少した世帯など
- ・生活保護に準ずる程度に所得が低く、援助が必要と認められる世帯

3 援助の内容 … 認定になると次の費目の援助が受けられます。

学用品費 通学用品費（1年生以外） 入学準備金（入学前に申込をした6年生と年長児） 新入学用品費（入学準備金の支給を受けずに入学した4月認定の1年生）
 校外活動費（宿泊あり・宿泊なし） 臨海自然教室活動費 修学旅行費
 通学費（定期券購入費） 学校給食費
 医療費（むし歯・結膜炎など特定の疾病で現物支給） 眼鏡購入費（現物支給）
 クラブ活動費（必要経費のみ） 児童会費 PTA会費 卒業アルバム費

4 申請の方法

- ・まず学校（教頭）に相談してください。※教育委員会学校教育課に相談することもできます。
- ・学校（又は教育委員会）から必要書類をもらい、必要事項の記入と添付書類を揃え、朱肉を使って押印の上、提出してください。（お子さんが小学校と中学校にいる場合は、小学校に提出してください。）
- ・認定にあたっては、申請書及び添付書類によって教育委員会で審査します。その際、書類審査だけでは判断が難しい場合には、教育委員会より学校を通して生活状況等を照会する場合があります。